



君津市中小企業等感染防止対策補助金

- 申請要領 -

<申請受付期間>

令和2年10月1日（木）～令和3年2月28日（日）まで

君津市役所経済振興課

【電 話】 0439-56-1589

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（平日のみ）

目 次

I	補助金の概要	
1	趣 旨	1
2	補助金額	1
II	対象要件	1
III	補助対象となる経費	3
IV	申請手続き	
1	問い合わせ先	4
2	申請書の提出	4
3	支給の決定等	1 2
V	その他留意事項	1 2
VI	君津市公式ステッカー・のぼりを活用してください	1 2
	(別紙) 暴力団排除に関する規定 (II 対象要件 (6) 関係)	1 4

I 補助金の概要

1 趣旨

市内の中小企業者等が新型コロナウイルス感染症防止対策を講じる際に必要となる経費の一部を補助することにより、事業者と消費者が安心して経済活動を継続できるよう実施するもの。

2 補助金額

IIの対象要件を満たす中小企業者等が支払った補助対象経費（税抜価格）の3/4（上限10万円、千円未満切捨て）を補助します。なお、申請は1事業者につき1回限りとなります。

ただし、客室数が10部屋以上の宿泊業を営むものは上限を30万円とします。

※ 「事業者」は、従業員及び設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

※ IIIの品目に対し、君津市以外から補助金が出ている場合は、それを差し引いた金額が補助対象経費となります。

II 対象要件

下記の6つの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項における会社及び個人^{※1}（以下、中小企業者という。）、社会福祉法人、特定非営利活動法人（以下、NPO法人という。）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人又は組合等^{※2}のうち、以下^{※3}に掲げる業種を営む者であること。

※1 中小企業者の範囲（中小企業基本法による定義）

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 製造業、建設業、運輸業 その他業種（①～③を除く）	3億円以下	300人以下

注 中小企業基本法に基づかない法人についても上記の表に準じる。

※2 組合等の範囲

<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、消費生活協同組合 ・ 協業組合 ・ 商工組合 ・ 商店街振興組合 ・ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合

※3 支給対象となる業種

中小企業基本 法上の類型	日本標準産業分類上の分類 (第13回改定(平成26年4月1日施行))
1 卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち卸売業
2 小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち小売業※細分類6033(調剤薬局)除く 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店)、中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
3 サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業)、中分類39(情報サービス業)、 小分類411(映像情報制作・配給業)、小分類412(音声情報制作業)、小分類415(広告制作業)、小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業)、中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)※小分類791(旅行業)除く 大分類O(教育、学習支援業)※小分類811(幼稚園)除く 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
4 製造業、建設業、運輸業その他業種(1の項から3の項までに掲げる業種を除く。)	大分類A(農業、林業)のうち観光農園 大分類C(鉱業、採石業、砂利採取業) 大分類D(建設業) 大分類E(製造業) 大分類F(電気、ガス、熱供給、水道業) 大分類G(情報通信業)※③業種を除く 大分類H(運輸業、郵便業) 大分類J(金融業、保険業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)※③業種を除く 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)※③業種を除く 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)のうち小分類791(旅行業)

※4 以下に該当する法人は、支給の対象とはなりません。

〔 ①学校法人、②宗教法人、③有限責任事業組合(LLP) 〕

※5 以下に該当する法人は、支給の対象となります。

- ①株式会社、②合名会社、③合資会社、④合同会社、
- ⑤（特例）有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）、
- ⑥弁護士法に基づく弁護士法人、⑦公認会計士法に基づく監査法人、
- ⑧税理士法に基づく税理士法人、⑨行政書士法に基づく行政書士法人、
- ⑩司法書士法に基づく司法書士法人、⑪弁理士法に基づく特許業務法人、
- ⑫社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、
- ⑬土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人
- ⑭社会福祉法人、⑮NPO法人、⑯一般社団・財団法人、
- ⑰公益社団・財団法人、⑱組合等、⑲農事組合法人、⑳農業法人

注 中小企業基本法の中小企業者の範囲（※1）に限る。

- (2) 君津市内に店舗や事務所、工場等の施設（申請者やその親族のみが使用する施設は除く）を有する者。
- (3) 千葉県の感染拡大防止対策チェックリストを施設内に掲示し、その対策を徹底している者
- (4) 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- (5) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (6) 「暴力団排除に関する規定」（p 14 参照）を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部に照会することについて予め承諾すること。

Ⅲ 補助対象となる経費

令和2年4月1日から12月31日の間に、購入した物品等の経費（消費税及び地方消費税を除く。）とし、その対象品目は以下のとおり。（ただし設置に伴う工賃は対象外となります）

- (1) マスク、フェイスガード、ビニール手袋、消毒液、自動アルコール噴霧器及び自動ソープディスペンサーなどの衛生用品
- (2) サーキュレーター等の換気にかかる備品
- (3) 店内における客席等の隔離用衝立及びビニールカーテン
- (4) 非接触型体温計及びサーモカメラ
- (5) テイクアウト用の容器

※上記経費であっても、自社内部の取引によるものは対象外とします。

※物品の購入や発注は可能な限り君津市内の事業者へ行ってください。

IV 申請手続き

1 問い合わせ先

君津市経済振興課

【電 話】 0439-56-1589

【メー ル】 taisaku@city.kimitsu.lg.jp

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（平日のみ）

2 申請書の提出

(1) 申請受付期間

令和2年10月1日（木）から令和3年2月28日（日）まで

(2) 申請受付方法

原則、郵送での申請受付とします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。ご不明な点は電話またはメールにて対応させていただきます。

申請書類（請求書）送付先

申請書類（請求書）を以下の宛先に郵送してください。（2月28日（日）の消印有効）

【宛先】〒299-1192 君津市久保2-13-1

君津市役所経済振興課 感染防止補助金 担当

(3) 申請書類の入手方法

以下の方法で本補助金にかかる申請書等を入手できます。

【電子データによる入手】

君津市HPよりダウンロードすることができます。

(URL)

【紙ベースによる入手】

以下の関係機関で配布しています。

- ① 市役所（4階経済振興課）
- ② 各行政センター
- ③ 君津商工会議所

※申請受付窓口は設置しませんので、内容のお問合せは市役所経済振興課にお願いします。

(4) 申請書類

以下の点に留意して申請書類を提出してください。

- ・必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
- ・申請書類の返却はいたしません。

	申請書類一覧	チェック
①	君津市中小企業等感染防止対策補助金交付申請書（第1号様式） （p 6 参照）	<input type="checkbox"/>
②	誓約書（第2号様式） （※）誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署でお願いします。 （p 7 参照）	<input type="checkbox"/>
③	振込先口座を確認できる書類（通帳の写し） （p 8 参照）	<input type="checkbox"/>
④	【個人事業主のみ】 (1)前年の確定申告書類の控え 又は 開業届の写し (2)本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等） （p 9 - 11 参照）	<input type="checkbox"/>
⑤	【法人のみ】 ・登記事項証明書 又は 定款の写し	<input type="checkbox"/>
⑥	補助対象経費の支出証拠書類の写し（領収書、請求書、など） ※補助対象と対象外が混在している書類については、 <u>補助対象経費部分にマーカー等で着色してください。</u> ※ <u>明細のわからない領収書については、補助対象外とします。</u> ただし、領収日が9月30日以前で見積書や納品書等を併せて提出いただき、明細が判別できる場合は対象とします。	<input type="checkbox"/>
⑦	【該当者のみ】 君津市で事業を行っていることがわかる書類 （営業許可証等or店のチラシor事業所の外観写真と位置図） ※感染防止対策を行う事業所所在地が④⑤の書類で確認できない場合のみ	<input type="checkbox"/>

① 君津市中小企業等感染防止対策補助金交付申請書（第1号様式）

記載例

君津市中小企業等感染防止対策補助金交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

君津市長 様

所在地 君津市久保2-13-1

申請者 名称 有限会社 君津商事

氏名 代表取締役 君津太郎 印

君津市中小企業等感染防止対策補助金の交付を受けたいので、
記

※法人の場合、印鑑は代表者印をご使用ください。

1 補助対象事業を実施した事業所

名称（屋号）	有限会社 君津商事	利用形態（営業内容）	事務所
所在地	君津市久保2-13-1		

2 中小企業者であることの確認

資本金	300万円	常時雇用する従業員数	5人
出資金	万円		
業種	1 卸・小売業 2 サービス業 3 製造業・建設業 4 その他（ ）		

3 補助対象事業の対象経費及び交付申請額

補助対象経費（税抜）	①マスク・消毒液等の衛生用品	55,829円
	②換気にかかる備品	円
	③衝立・ビニールカーテン類	32,000円
	④非接触型体温計・サーモカメラ	25,000円
	⑤テイクアウト容器	円
	①～⑤総 額	112,829円
請求金額（補助対象経費総額× 3/4の額、千円未満切り捨て）		84,000円

4 担当者連絡先

部署名	経理部	氏名（ふりがな）	君津花子（きみつはなこ）
電話番号	56-〇〇〇〇	メールアドレス	

② 誓約書

記載例

誓 約 書

私は、君津市中小企業等感染防止対策補助金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 1 申請要件を満たしています。また、申請内容に虚偽はありません。
- 2 私は、君津市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないこと（法人の代表者にあつては、当該法人が君津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団に該当せず、将来においても該当しないこと）を誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、君津市が千葉県警察本部長に照会することについて承諾します。
- 3 君津市から申請の内容について検査又は報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 君津市中小企業等感染防止対策補助金の申請にあたり、取得した物品について、目的外での使用、譲渡を行いません。

〇〇年〇〇月〇〇日

君津市長 様

所在地 君津市久保2-13-1
名称 有限会社 君津商事
代表者名 代表取締役社長 君津 太郎

ゴム印等を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

③ 振込先口座を確認できる書類

□ 口座の通帳の写し

(法人の場合) 法人名義

(個人事業主の場合) 本人名義

※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようコピーしてください。

※上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

※画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、補助金のお支払いができません。

通帳のオモテ面



電子通帳 画面コピー



通帳を開いた1・2ページ目



④ 前年の確定申告書類の控え

(ア) 個人事業主の場合（青色申告の場合）

令和元年分を提出してください。

- 所得税の確定申告書第一表の控え（1枚）
- 所得税の青色申告決算書の控え（2枚）

■確定申告書第一表（1枚）

■所得税青色申告決算書（2枚）

※e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出して下さい。

(イ) 個人事業主の場合（白色申告の場合）

令和元年分を提出してください。

- 所得税の確定申告書第一表の控え（1枚）
- 所得税の収支内訳書の控え（1枚）

■確定申告書第一表（1枚）

■収支内訳書（1枚）

※e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出して下さい。

※確定申告の義務がない方については市民税・県民税申告書の写しを提出してください。

④本人確認書類の写し

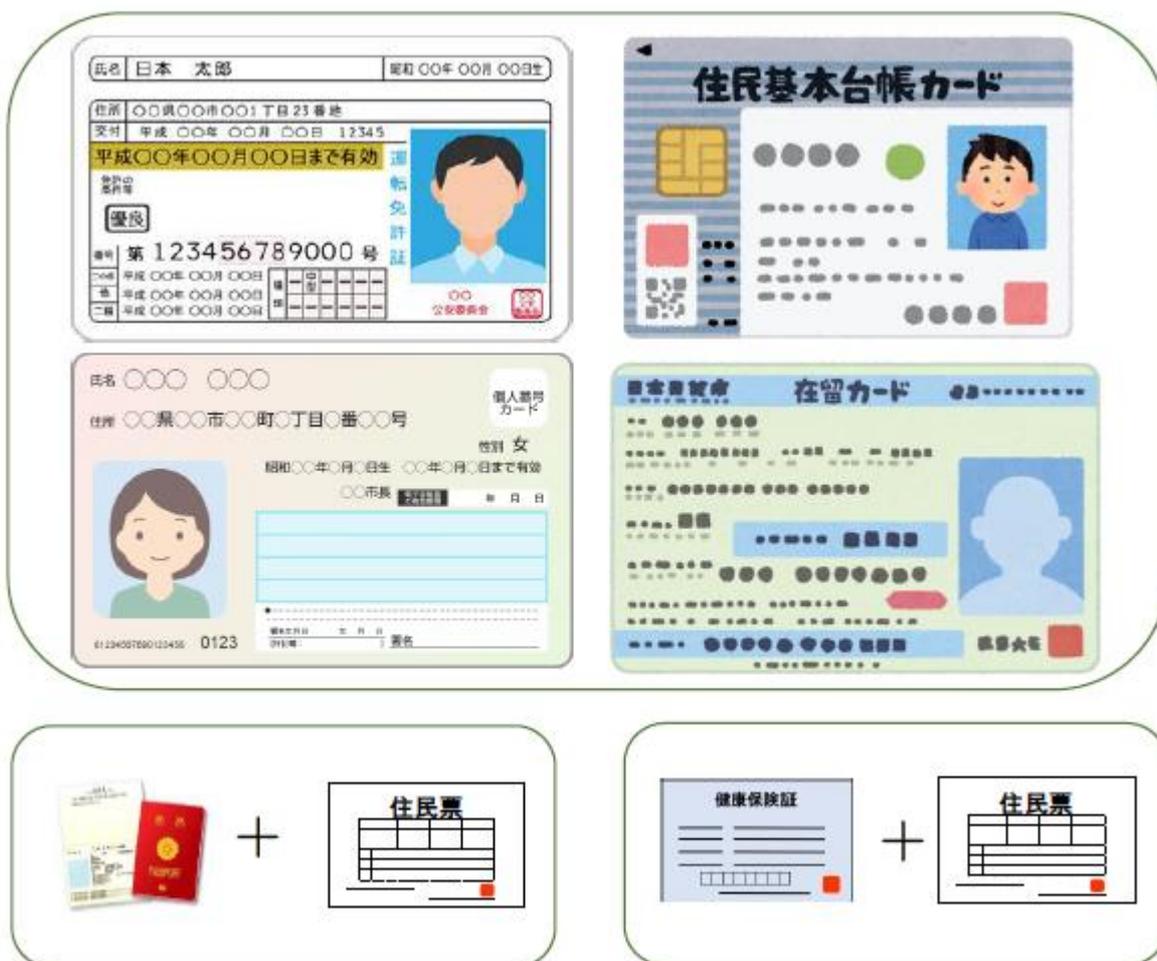
本人確認書類は、下記の（ア）から（エ）のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- （ア）運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- （イ）個人番号カード（オモテ面のみ）
- （ウ）写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- （エ）在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。なお、（ア）から（エ）を保有していない場合は、（オ）又は（カ）で代替することができるものとします。

- （オ）住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方
- （カ）住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方

※健康保険証については被保険者等記号・番号を塗りつぶしたものをご提出ください。



3 支給の決定等

申請書を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められたときは、交付決定通知書を発送いたします。なお、却下の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。

交付決定通知書を受け取られましたら、同封の交付請求書をご提出ください。 交付請求書が市に届き、内容の確認ができ次第、順次指定いただいた口座に振り込みとなります。

V その他留意事項

- (1) 本補助金の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、補助金を返金するとともに、加算金を支払うこととなります。
- (2) 市は必要に応じて、申請内容の状況について調査する場合があります。その場合、支給対象者は市に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- (3) 支給対象者は、本補助金の申請にかかる書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類を令和2年度から5年間、保存しておかなければなりません。

VI 君津市公式ステッカー・のぼりを活用してください

市では新型コロナウイルス感染症対策を徹底している店舗を明示し、安心してお食事やお買い物をしていただくためステッカーとのぼりを作成しております。

配布をご希望の方は以下のサイトから千葉県のチェックリストを入手し、感染拡大防止対策について再度確認いただき、「君津市公式ステッカー・のぼり交付申請書兼誓約書」（次ページ参照）を補助金申請と同じ窓口までご提出ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

(見本) ステッカー (150 mm×150 mm)

のぼり (1500 mm×450 mm)



君津市公式ステッカー・のぼり交付申請書兼誓約書

年 月 日

君津市長 様

君津市公式ステッカー・のぼりの交付を受けたいので、下記のとおり誓約し、申請します。

記

設置する事業所

名称 (屋号)	※複数ある場合は全て記載すること	所在地	※複数ある場合は全て記載すること
連絡先			
必要枚数	のぼり (枚) ステッカー (枚)		

※原則、1事業所あたりのぼり1枚、ステッカー2枚以内とします。(大規模事業所を除く)

誓約事項

- 1 千葉県感染拡大防止対策チェックリストを施設内に掲示し、かつ、その対策を徹底します。
- 2 君津市から対策の内容について検査又は報告の求めがあった場合はこれに応じます。
- 3 新型コロナウイルス感染症対策店として、市が公表することを承諾します。

所在地

名称

代表者氏名

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください

暴力団排除に関する規定（Ⅱ対象要件（6）関係）

（別紙）

支給を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

上記内容に該当しないことを確認するため、君津市が千葉県警察本部に照会することについて承諾していただくことが申請条件となります。